

浜田市教職員働き方改革プラン

令和 8 年 3 月

浜田市教育委員会

目次

巻頭～はじめに～	1
1 教職員の働き方改革を進める目的	1
2 基本方針	3
(1) 基本的な考え方	3
(2) 数値目標	4
3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
(1) 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組	6
(2) 学校における措置の促進	7
(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	7
(4) 関連する取組	8
4 今後のフォローアップ等について	8
【資料】学校と教師の業務の3分類	9

巻頭～はじめに～

浜田市教育委員会では、教育の質の向上等を図るため、令和2年2月に「浜田市学校業務改善プラン」を策定し、教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化に取り組んできました。

スクール・サポート・スタッフ等の人的措置や学校行事の精選、共同学校事務室の設置等の取組により、平成31年1月に月79.1時間（小学校：69.2時間、中学校：89.0時間）であった時間外在校等時間が、令和6年度には月37.7時間（小学校：34.0時間、中学校43.6時間）まで減少（52.3%減）し、一定の成果が表れてきています。

一方で、いじめや不登校、特別な支援が必要な子どもの増加、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化・多様化しています。このため、教職員が「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることができるよう、一層の環境整備・制度構築を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、今後の働き方改革の方向性を示して、引き続き学校・家庭・地域・行政が一体となって「夢を持ち郷土を愛する」子どもたちを育てていくために、「浜田市教職員働き方改革プラン」（以下「プラン」という。）を策定しました。

1 教職員の働き方改革を進める目的

教職員を取り巻く環境整備の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子どもたちへのより良い教育の実現」です。

教職員が、自らも学ぶ時間を確保しながら健康な状態で生き生きと子どもたちの教育に邁進できる、「働きやすさ」と「働きがい」を両立した勤務状況に改善するため、学校における働き方改革が急務となっています。

公立学校の教育職員には、いわゆる「超勤4項目¹」以外の業務について時間外勤務を命じないものとされています。しかしながら、勤務時間以外に行われる業務については、時間外勤務を命じられていないとしても、学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務に従事する時間も含めて管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠です。

¹ 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務

(1) 教職員の心身の健康保持

時間外在校等時間が長くなると、脳や心臓の疾患などの健康障害のリスクが上昇すると言われており、特に発症前1か月間に100時間または2～6か月間に平均で月80時間を超えるとそのリスクが非常に高くなります²。また、極度の長時間勤務が続くと、業務における強い心理的負荷による精神疾患を発症する場合があります³。

教職員が心身の健康を損なうと、明るく元気に子どもたちと向き合うことができただけでなく、子どもたちの学力育成や生徒指導に影響を及ぼす恐れがあります。教職員が心身ともに健康でいられるために、勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進することが大切です。

(2) 教職員としてのウェルビーイングの向上と環境整備

教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイング⁴を向上させることが重要です。

また、教職員が自らの人間性や創造性を高め、高い専門性と意欲、能力を最大限発揮できる勤務環境を整備することにより、子どもたちに対してより良い教育を行うことができるようになります。

(3) 教職を志す人材の確保

教職を志す学生等にとっても、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場であることは重要なことです。魅力的な職場の中で教職員が生き生きと働いている姿は、多くの教職を志す学生等を引きつけ、教職員として質の高い人材を確保することにつながるため、結果として、子どもたちへのより良い教育の実現につながっていきます。

² 厚生労働省「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」

³ 厚生労働省「心理的負荷による精神障害の認定基準」

⁴ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念（教育振興基本計画（令和5（2023）年6月16日閣議決定））

2 基本方針

(1) 基本的な考え方

ア プランの位置付け

本プランは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の定めにより、同法第2条第1項に規定する義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会において定めるものとされている業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）に位置付けるものです。

イ プランの取組期間

令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間で重点期間として取り組みます。

ウ プランの実施主体と役割

浜田市教育委員会及び学校の管理職がそれぞれ責任と役割のもとで連携・協力し、島根県教育委員会等の支援を受けながら目標達成に向けた各種施策の推進を図っていきます。

エ プランの対象者

次に定める教職員をプランの対象者とします。

- ・給特法第2条第2項に定める「教育職員」
- ・上記以外の常勤の学校職員（事務職員、学校栄養職員）

オ プランの進捗状況の点検・評価と計画の見直し

プランの進捗状況については、浜田市教育委員会及び学校長で構成する「働き方改革ワーキンググループ会議」において取組を確認し、施策の効果や課題を検証するとともに、総合教育会議⁵に報告します。それらの結果を踏まえて、取組の更なる改善を図るほか、必要に応じて、プランの変更（見直し）を行います。

なお、プランを変更したときは、総合教育会議に報告するとともに、遅滞なくホームページへ掲載するなど適切に公表します。

⁵ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき設置する会議。市長及び教育委員会をもって構成し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等を行う。

(2) 数値目標

ア 時間外在校等時間

(ア) 全ての教職員が年間 360 時間以内

(イ) 全ての教職員が 1 か月 45 時間以内

イ 年次有給休暇の取得日数

(ア) 全ての教職員が年 5 日以上の取得

(イ) 教職員の平均取得日数が 17 日以上

ウ 働き方に関する意識

(ア) 「働きやすい職場である」と感じている教職員 90%以上

(イ) 教職にやりがいを感じている教職員 90%以上

ア 時間外在校等時間

(ア) 全ての教職員が年間 360 時間以内

(イ) 全ての教職員が 1 か月 45 時間以内

政府は、令和 11 年度までに教育職員の 1 か月の時間外在校等時間（以下「月時間外在校等時間」という。）を平均 30 時間程度に削減することを目標としており、実施計画において定める目標の例示として、次の指標と水準を示しています。

- ・月時間外在校等時間が 45 時間以内の教育職員の割合 100%
- ・1 年間における教育職員の月時間外在校等時間の平均時間 30 時間程度
- ・1 年間における教育職員の時間外在校等時間 360 時間以内

【参考】本市における令和 6 年度の実績

(ア) 時間外在校等時間が年間 360 時間以内の教職員の割合

小学校：47.4% 中学校：32.2% 全体：41.7%

(イ) 月時間外在校等時間が 45 時間以内の教職員の割合

小学校：44.1% 中学校：28.2% 全体：38.1%

イ 年次有給休暇の取得日数

- (ア) 全ての教職員が年 5 日以上を取得
- (イ) 教職員の平均取得日数が 17 日以上

全教職員が労働基準法⁶に規定された 5 日以上を取得することを目指すとともに、平均取得日数は、「島根県教職員働き方改革プラン」（令和 8 年 3 月）の目標である 17 日以上が達成されるよう年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備を目指します。

【参考】本市における令和 7 年の実績

- (ア) 年 5 日以上有給休暇を取得した教職員の割合
小学校：94.7% 中学校：86.0% 全体：91.3%
- (イ) 教職員の年次有給休暇の平均取得日数
小学校：12.8 日 中学校：11.8 日 全体：12.4 日

ウ 働き方に関する意識

- (ア) 「働きやすい職場である」と感じている教職員 90%以上
- (イ) 教職にやりがいを感じている教職員 90%以上

学校を魅力ある働きやすい職場に改善することで、教職員がやりがいを感じながら存分に力を発揮できる環境を整えます。

また、生き生きと働く教職員の姿を見た子どもたちが教職を目指したいと考え、熱意のある人材が教職員となることで、更に教育の質が向上するという好循環が生まれるよう取り組んでいきます。

【参考】本市における令和 8 年 2 月時点の調査結果

- (ア) 「働きやすい職場である」と感じている教職員の割合
小学校：90.5% 中学校：84.3% 全体：88.3%
- (イ) 教職にやりがいを感じている教職員の割合
小学校：92.0% 中学校：89.8% 全体：91.3%

⁶ 2019 年（平成 31）年 4 月 1 日から、全ての企業において、年 10 日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年 5 日は使用者が時季を指定して取得させることが必要

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本プラン期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」⁷の推進に向けた取組

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動については、引き続き保護者や地域ボランティア等の協力を得ながら推進します。

(イ) 給食費等の学校徴収金の徴収及び管理については、公会計化の導入等を検討します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 学校への調査等の依頼については、その必要性を吟味して回数の削減に努めるとともに、関係部局・関係機関にも協力を要請します。

(イ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮については、学校支援員等と連携して見守りを行い、児童生徒の安全確保に努めます。

(ウ) 体育館の管理については、学校開放利用時における鍵の受け渡しに係るデジタル技術の活用を検討します。

(エ) 校内清掃については、実施回数や範囲の合理化、用務員の積極的な対応等によって負担軽減を促進します。

(オ) 部活動については、令和8年2月に策定した「浜田市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」に基づき、地域クラブ活動への展開や部活動指導員の配置等に取り組みます。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備については、全ての学校にスクール・サポート・スタッフを配置して資料の印刷や教材の準備等を支援します。

(イ) 学習評価や成績処理については、AIドリルや校務支援システム等のデジタル技術を活用し、業務の効率化や標準化を図ります。

(ウ) 学校行事の準備・運営については、事務職員やスクール・サポート・スタッフ等の校内スタッフが積極的に参画するとともに、学校運営協議会において地域人材の参画に向けた協議を行います。

⁷ 2019年（平成31）年の中央教育審議会答申に基づき、文部科学省が学校と教師が担う19の業務を3つの分類に分けて作成した業務分類表（別添資料参照）

(エ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校支援員等と協働して対応します。特に、不登校児童生徒の対応については、校内教育支援センターの設置や不登校相談員の配置等により効果的な支援を促進します。

(2) 学校における措置の促進

ア 学校経営方針への盛り込み

学校経営方針に本プランを踏まえた「働き方改革」に関する内容を盛り込み、学校運営協議会において評価を行います。

イ 授業時数の適切な設定

各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

ウ 教育活動等の見直し

当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。

エ デジタル技術の活用促進

各学校の管理職及びICT担当者が中心となり、校内研修会を開催するなどして、AIドリル等のデジタル技術の活用を促進します。

オ 定時退勤日の設定

会議や研修、部活動を行わない日を勘案し、定時退勤日を設定するよう努めます。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

ア 月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員（希望者）に対して、医師による面接指導を実施します。

イ 全ての教職員にストレスチェックを実施するとともに、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。

- ウ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう各学校に対して配慮を促します。また、夏季休業期間中に学校閉庁日を設定し、夏季特別休暇及び年次有給休暇を取得しやすい環境を整えます。
- エ 育児や介護が必要な教職員も働きやすい職場を目指し、県立高校の取組を参考に早出遅出勤務制度や時差出勤制度の導入を検討します。

(4) 関連する取組

ア 人材の確保

学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保については、関係部局・関係機関と連携して取り組みます。

イ 共同学校事務室の設置・運営

引き続き共同学校事務室を設置・運営し、複数校の事務・業務を効率的かつ効果的に実施することによって事務機能の強化を図り、各学校の管理運営を支援します。

ウ その他の取組

既に導入している留守番電話や保護者連絡システムを引き続き活用しつつ、留守番電話への録音機能の追加や緊急連絡用の携帯電話の配備等を検討します。

4 今後のフォローアップ等について

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- (2) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本プランの内容に照らして課題が見られるときは、必要に応じて当該学校に聞き取り・指導等を行います。
- (3) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本プランの周知を行うとともに、県教育委員会が主催する管理職向けのマネジメント等に関する研修への積極的な参加を促します。
- (4) 保護者及び地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、本市における「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、個別の施策について協力を得られるよう取り組みます。

【資料】学校と教師の業務の3分類

○学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

○教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

○教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応